

情 個 審 答 申 第 1 0 号

令和8年（2026年）8月7日

熊本市上下水道事業管理者 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年（2026年）3月31日付け、熊水経発第284号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和4年（2022年）4月22日から令和5年（2023年）6月12日までの間に熊本市上下水道局職員と審査請求人との間で行われた協議の内容を記録した協議議事録及び各協議議事録の「資料」の欄に記載されている資料の保有個人情報の開示をしない旨の決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）の行った保有個人情報の開示をしない旨の決定は、一部妥当ではない。

令和4年（2022年）6月29日の協議議事録の資料である、令和元年（2019年）5月7日に秘書課長、広報課長へメールした際の添付資料（以下「文書①」という。）及び同月10日に市長報告をした際の資料（以下「文書②」という。）に関して行った保有個人情報の開示をしない旨の決定について、文書①のうち「市長報告」という表題部分並びに文書②のうち別紙2、別紙3及び別紙4は開示すべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）7月29日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）に基づき、令和4年（2022年）4月22日から令和5年（2023年）6月12日までの間に熊本市上下水道局職員と審査請求人との間で行われた協議の内容を記録した協議議事録及び各協議議事録の「資料」の欄に記載されている資料の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和6年（2024年）9月17日、実施機関は、これに対して、全8回の各協議議事録をすべて全部開示とし、各協議議事録の資料の一部について部分開示とする開示決定を行い、文書①、文書②その他の各協議議事録の資料の一部について保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った。（以下文書①及び文書②についての決定を「本件処分」という。）
- 3 令和6年（2024年）12月16日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 本件処分は、法律第78条第1項第6号の解釈を誤るものであって、同規定に違反して違法である。不開示とされている情報は、この要件に該当の情報とはならず、これが不開示の情報となるものではない。
 - (2) 2つの情報の題名がなすところの外形的事実から、そもそも法律が規定する「審

議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報となり得るものではない。

- (3) 弁明書の弁明は、法律第78条第1項第6号の規定の一部を引き写したものでなく、何らかの理由提示が行われているものではないため、不開示理由の理由弁明とはなっていない。弁明書がする弁明を行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の条文と照らし合わせると、弁明書がするような単なる条文の引き写しは、不開示（部分開示）とする理由を示していることにはならない。

2 実施機関の主張

これらの文書は、地方公共団体の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報に該当し、開示しない情報に当たるものであり、開示しない旨の決定処分をしたものである。

これらのことから、本件開示請求に対しては、保有個人情報の開示をしない旨の決定の処分を行うことが適当であったため、本件処分を行ったものである。

以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている保有個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている保有個人情報は、令和4年（2022年）4月22日から令和5年（2023年）6月12日までの間に熊本市上下水道局職員と審査請求人との間で行われた協議の内容を記録した協議議事録及び各協議議事録の「資料」の欄に記載されている資料である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件における保有個人情報について、法律、関係法令、条例、関係資料等を総合的に勘案し、保有個人情報の開示をしない旨の決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件保有個人情報については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、法律等に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 法律第78条第1項第6号の規定について

法律第78条第1項第6号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であっ

て、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」該当性について

「審議、検討又は協議に関する情報」とは、実施機関の事務及び事業についての意思決定に至るまでの各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

文書①及び文書②には、審査請求人と上下水道局とのこれまでのやり取り及び今後想定される事案に対する対応方針が記載されている。そうすると、「市長報告」という形式をとってはいるが、当該文書を市長へ提出した後においても、上下水道局において当該文書に記載された対応方針を変更することは十分あり得ることであったというのであるから、これらの情報は、今後の対応についての意思決定に至るまでの審議等に関連して作成された情報といえる。

したがって、文書①及び文書②は、市内部における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

(3) 「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」該当性について

ア 文書①及び文書②のうち「別紙１」について

文書①は、「市長報告」と題する文書であり、文書②は文書①の添付文書としての「別紙１」、「別紙２」、「別紙３」及び「別紙４」で構成されるところ、文書①の「市長報告」という表題部分以外の部分及び文書②のうち「別紙１」には、審査請求人と上下水道局とのこれまでのやり取り及び今後想定される事案に対する対応方針が記載されており、これらの情報が対応の相手方に開示されるとなると、事後の対応に関する率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる蓋然性が高い。

したがって、当該部分を「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が認められる。

イ 文書②のうち、「別紙２」ないし「別紙４」について

「別紙２」は係争土地の平面図や写真等、「別紙３」は審査請求人に対する市からの回答文、「別紙４」は関連する民法（明治２９年法律第８９号）の規定の抜粋が記載されたものであり、これらはいずれも「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるとは認められない。

(4) 小括

以上より、文書①のうち、「市長報告」という表題部分以外の部分及び文書②のうち「別紙１」を法律第７８条第１項第６号に該当するとして不開示とした実施機関の

判断は妥当であるが、文書①のうち「市長報告」という表題部分及び文書②のうち、「別紙2」ないし「別紙4」を同号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 8 年（2 0 2 6 年） 4 月 2 日	熊本市上下水道事業管理者から諮問（令和 8 年（2 0 2 6 年）3 月 3 1 日付け）を受けた。 熊本市上下水道事業管理者から審査請求書の写しを受理した。 熊本市上下水道事業管理者から弁明書の写しを受理した。 熊本市上下水道事業管理者から反論書の写しを受理した。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 5 月 2 2 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 1 7 日	答申案の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 7 日	答申案の審議を行った。